

平成 21 年第 3 回大台町議会定例会会議録（第 4 号）

1 . 招集の年月日

平成 21 年 9 月 14 日（月）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開会

9 月 16（水）

4 . 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君

2 番 上 岡 國 彦 君

3 番 堀 江 洋 子 君

4 番 中 谷 隆 司 君

5 番 小 野 恵 司 君

6 番 直 江 修 市 君

7 番 前 川 怜 君

8 番 中 西 康 雄 君

9 番 山 本 勝 征 君

10 番 大 西 慶 治 君

11 番 濱 井 初 男 君

12 番 前 田 正 勝 君

13 番 中 谷 治 之 君

14 番 廣 田 幸 照 君

15 番 森 本 泰 典 君

16 番 松 原 隆之助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員数

なし

8. 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君
副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君
総務課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君
会計管理者	上野 拓治 君
町民福祉課長	尾田 秀樹 君
生活環境課長	鈴木 好喜 君
税務課長	立井 靖樹 君
建設課長	高松 淳夫 君
産業課長	野呂 泰道 君
健康ほけん課長	大滝 安浩 君
総合支所長	戸川 昌二 君
大杉谷出張所長	寺添 幸男 君
教育課長	鈴木 恒 君
報徳病院事務長	尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山 幸也 君
同書記	北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

9 番 山 本 勝 征 君
10 番 大 西 慶 治 君

11. 議員提出の議案の題目

発議第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求める意見書（案）
について

発議第 4 号 「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）について

発議第 5 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）

について

12. 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 5 議案第 79 号 平成 21 年度地域活力基盤創造交付金事業新宮川橋撤去工事請負契約の

締結について

- 日程第 6 議案第 80 号 大台町移動通信用鉄塔施設条例の制定について
- 日程第 7 議案第 81 号 大台町営駐輪場条例の制定について
- 日程第 8 議案第 82 号 大台町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 83 号 大台町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 84 号 大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 85 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託

を廃止するための協議について

- 日程第 12 議案第 86 号 平成 21 年度大台町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 13 議案第 87 号 平成 21 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 88 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 89 号 平成 21 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 90 号 平成 21 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 91 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 92 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 93 号 平成 21 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求め

る請願書

日程第 21 請願第 3 号 「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書

日程第 22 請願第 4 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書

（第 4 号の追加 1）

日程第1 発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書(案)について

日程第2 発議第4号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書(案)について

日程第3 発議第5号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書(案)について

(午前 9時 00分)

再開の宣言

議長(中西 康雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成21年第3回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(中西 康雄君)

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

県水発電民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第4「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第5号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第5 議案第79号「平成21年度地域活力基盤創造交付金事業 新宮川橋撤去工事請負契約の締結について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

契約の方法が一般競争入札による契約となっております。実際、行われた入札におきましては、総合評価方式ということでありまして、その結果、ここに契約の相手方が上がってきておるんですけども、町の契約の方法は指名競争入札止めて、すべて一般競争入札に、すべてじゃないか、一般競争入札多いんですけども、この入札におきましては応札が5社でしたか、それで1社がもう棄権をしておるんですね。で、一般競争入札であるのにですね、応札した業者が6社で、うち1社が棄権しておるということなんですけども、それは総合評価方式というのはですね、応札に応じなかった業者さんにとっては不利と言いますか、その評価される指標をですね、満たすことができないというような事情はないのかですね、すべて町に登録しておる業者さんは、総合評価方式でも十分その応札できるというようなことになっておるのか、その点を1点伺いたいと思います。

そして、この議案につきましては、入札がなされて契約の相手方が決まったという時点で、もう仮契約が結ばれるわけで、議決をもって本契約となるわけなんですけども、当然、仮契約を結んでおるんで、この工事に対する保証業者ですね、契約約款にもあると思うんですけども、その保証業者さんについて伺いたいというふうに思います。

それから、予算が計上されて、いよいよこれで契約をしてですね、執行ということになるんです。私、予算のときにも質問したんですけども、橋を落とす予算執行の前提に新しい橋を架ける、そういう用地等の手当はなされたかと、なされておるかということをお願いしたんですけども、いよいよこれ橋が落ちて新しい橋を架けるというようなところへいくわけなんで、改めてその新しい橋を架けるについての用地の問題ですね、伺いたいと思います。

土地開発基金の動きはないみたいなんですけども、こういうことはですね、先行して取得していく必要があるように思うんですけども、そういった点についても伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

いくつか質疑いただきました。まず、この総合評価方式で業者が十分応札できるのかという点でございますけれども、この総合評価方式でございますけれども、まず絶対評価とか技術要件等ございまして、まず応札の条件というのはつくらせていただきます。例えばそういう工事を以前にやったことがあるかと、できる技術者がおるとか、そういうものが含まれております。その中で、それをクリアできればどの業者も応札できるようになっております。

また、その評価につきましては、この総合評価方式でございますので、いろいろと県のほうですね、こういう条件でいいのかというもので、学識経験者のほうですね、そのような意見を聞かなければならないということになっておりますので、そこへ行って、こういう形で総合評価をしたいということで、諮らせていただいております。そしてその中で、その評価点を決めさせていただきます、技術提案等いただきました点と、応札していただいた価格の総合点で落札が決まるわけでございますので、それにあてはまる業者につきましては応札できるということになっております。特殊な工事がございまして、そういうことにも経験があるかどうかとか、そういうのが一番大きくなってくると思います。

それで次のですね、最後に言われました土地開発基金の件でございますけれども、確かに土地開発基金でございますが、今回の場合はですね、これは使っておりません。今後ですね、そういう新しい橋の用地ですか、土地開発基金で対応したらどうかというご質疑だと思いましたが、違いましたかいな。この開発基金をもって土地を購入、準備しておけというご質疑だったと思います。今後そういう物件ですか、そういうことも出てくると思いますので、そのときは十分協議して活用していきたいというふうに考えております。

あとにつきましては、建設課長さんのほうでお願いいたします。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（高松 淳夫君）

すみません。まず用地の問題でございますが、今回の取り壊しにつきましては、土地を借りてやるということで、買収はないんですが、議員さんおっしゃられるように、当然、これは新しい橋を架けるとということで、用地が発生するというふうなことで、宮川村当時なんですけど、一度テストを計上して、用地のことで執行できなかったというふうな経過もございまして、今回、取り壊しを計画する以前でも、もう地権者にあたりまして用地については承諾してくれるんかと、そうでないともう計画すら上げられませんということで、何度も何度も念押しをしたうえで進めております。

で、今現在も新しい橋の設計については並行して進めている状況でして、現地のほうの用地立会いというのはすでにもう終了はしておりますが、新しい橋の設計そのものがまだできておりませんので、用地のその購入する面積がまだ確定できておりません。ですので、まだ用地買収そのものはできないという状況なんで、それとあわせて用地面積確定しましたら、税務署と協議をいたしまして、その後、用地買収という手順にはなろうかと思っておりますが、それは新年度の予算で対応したいというふうに考えております。

議長（中西 康雄君）

ほかに。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 9時 12分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午前 9時 13分）

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

すみません。契約のほうは総務課のほうでやっておりますんやけど、ちょっと私、今資料がございませんので、ちょっと休憩をいただき、調べてきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中西 康雄君）

それでよろしいですか。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は9時20分といたします。

（午前 9時 13分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 9時 20分）

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

大変申し訳ございませんでした。さきほどの保証業者というんか、保証の件のご質疑でございます。今現在は連帯保証人というんですか、保証業者の制度ではなく、保証金という形でこの保証の関係を進めさせていただいております。

また、仮契約でございますので、今現在ではしてませんが、議会でお認めいただきまして、本契約になるときはこの保証金でもって保証していただくという形になります。なお、この金額につきましては100分の10以上の保証金をいただくというのですか、保証していただくということで、保証債権とか保証協会とか、金融機関とかいろいろあると思いますけど、その中で保証金という形で保証をしていただくという形をとっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 79 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 80 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 6 議案第 80 号「大台町移動通信用鉄塔施設条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

第 3 条の 3 に、「必要な条件を付することができる」というふうにございますので、この必要な条件についての説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

この施設の使用許可にあたりましての第 3 条で 3 項「町長は前項の許可に際し、事業者に対し必要な条件を付することができる」という中身でございますが、これはあくまでも行政財産ということで、その目的に沿ったような形で適正に利用いただくというようなことを規則でも定めておりますが、それを使用許可にあたりまして条件を付けるという意味で、ここに書いてございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

移動通信用鉄塔というのは、これは携帯電話の使用の際に要するというものでありまして、町として公共事業で移動通信用の鉄塔を設置するのは今回初めてです。旧宮川村にもたくさんそれぞれの事業者が、この移動用の鉄塔を建ててます。それもう皆業者が進めてきた工事で、初めてですね、こういう公共で建てるのは、その理由になかなか採算上業者が進出してこないというようなことがあるようなんですけども、業者はこの鉄塔を公共で建ててもらったわけで、設備投資の分は少なくなったと思うんですけども、その事業を展開してって、携帯電話の使用料が使用回数というんですか、少なくなって、あまりこの鉄塔があってもですね、経費のほうがかかるといようなことになった場合に、どうなるんかという心配が私はあると思うんですけども、それは公共としてはここへ建てた、ここへ鉄塔を建てなければならんだ必要性からいって、撤退はしてもらったら私困ると思うんですけども、そのために公共事業でやったわけなんですから、そこらの担保はちゃんとされておるんか、お聞きしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

まず、公的な鉄塔につきましては、町サイドで整備いたしますのは、今回初めて。旧宮川村当時に唐櫃の上にこの地域では初めて鉄塔が建っております。これは県の施設ということで建っておりますんで、公的な施設といいますと、大台町では2つ目ということでございます。

それから、この契約につきましては、一応規則のほう等々では1年ごとにですね、使用許可をする

ということで、双方何も申し出がない場合には引き続きというような契約でやらさせていただくわけ
でございます。当然、顧客があつてのNTT docomoさん、今回 docomoさんの整備という
ことやっております、そこら辺の契約の中で、どの程度というのはちょっと詳細に詰めておりませ
んけども、1年ごとに止めるというものではございませんし、県あるいは国の電波管理の法律の中で
運営されるものでございますので、一民間企業が個々の取り引きの中で、採算が合わんどうのこうの
ということはございませんので、その地域で極端に誰もいなくなるとかですね、そういった特殊な場
合は別でございますが、そういう想定の中ではないというふうに解釈しております。よろしくお願
いします。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 81 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 7 議案第 81 号「大台町営駐輪場条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

駐輪場の条例が設置されたと言うことで、利用をしたいということで、大変お母さん方も喜んでいらっしゃるし、高校生の生徒さんからも良かったという声をちょうだいいたしました。さらにですね、駅前の方からもですね、これまで雑然と放置をされてきていたということで、これが町がきちんと整備をしていただくということで、大変ありがたいという声もちょうだいいたしました。という声もございまして、本条例に賛成をいたしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 82 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 8 議案第 82 号「大台町税条例等の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 82 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 83 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 9 議案第 83 号「大台町分担金徴収条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中西 康雄君）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

議案第 83 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 10 議案第 84 号「大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 85 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 11 議案第 85 号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託を廃止するための協議について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 85 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 86 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 12 議案第 86 号「平成 21 年大台町一般会計補正予算 (第 6 号) 」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

直江議員。

6 番 (直江 修市君)

17 ページ、大杉谷出張所費の中に、町有地整備委託料ということで 10 万円上がっております。説明によりますと獣害の駆除における亡骸の埋葬のための穴を掘るというようなことでもございました。これは獣害対策の一環といえるものだというふうに思いますので、私はその大杉谷出張所の経費での

執行というよかも、大台町には獣害対策協議会がございまして、ここですべて獣害対策を行っておりますので、この協議会の事業とすることが妥当だというふうに考えますので、説明を求めたいと思います。

それから 21 ページ、児童福祉総務費で工事請負費として三瀬谷北保育所解体、三瀬谷南保育所解体というふうにあります。ここに上がってきております施設につきましては、すでに用途廃止という公の施設の設置条例の廃止がなされております。ですから、三瀬谷北保育所でも南保育所でも何でもなし、ただのもう建物なんですね。それを私は普通財産になったわけですから、これはもう財産管理は総務のほうの所管になっていることからですね、こういった経費は総務のほうで見るべきではないかというふうに思うんです。

で、用途廃止になった施設がこういう名称で上がってきておるということでの問題点と、それから予算をですね、児童福祉総務費で上げておるということで、私は民生費と言いますと扶助費とか義務的経費とかですね、補助金とかというようなことで経常経費が多いということ、やり玉に挙げられ予算目的別からいけばですね、そういうふうに言われるところなんで、工事請負費という形でこういうふうに上がってきますと、民生費の予算の増加につながってきて、目的別で見ると随分その民生費に金使っておるやないかというような印象を与えるわけなんですよ。それを性質別に分析すれば、これは扶助費であるとか投資であるとかいうふうに分けられますけれども、言いましたように目的別でパッと見ます。あんまり性質別ではその款の予算の中身見ませんわね。

というようなことから、統計上もですね、やはりもともと財産管理で見やんならんやつを、民生費で予算支出するというような形で、民生費の経費をこう上げるようなことはね、私は良くないと思うんです。その統計上もね。ということに思いますので、2点の面から問題だというふうに思いますので、説明を求めたいというふうに思います。

それから、宮川保育園裏擁壁工事ということで1,500万円上がってきております。私、現場を見てきたんですけども、木柵でもって法面の保護がなされておって、これは築で言えばもう担当課の話では20年ぐらい経ってきておって、表面の木柵に使用している木材が腐食進んでおるというようなことで、保育園という施設に対しての危険性があるというような判断だというふうに思うんですけども、現場の一番大事な対応は私その湧水だと思うんですね。あの一带は非常に地元で言います出水が多いというようなところで、耐水になれば相当な水が出るんで、これは必要な対策だというふうに思うんですけども、擁壁工事ということで上がってきておりますので、改めてそのどういうための対策で、こういう工事をするかということについて、説明を求めたいというふうに思います。

それからですね、この擁壁工事のその設計監理業務委託費がこれには上がっておらんのですけども、

この補正予算には、それは必要ないということなんですか、伺いたいと思います。

それから、24 ページに臨床心理士講師謝礼というふうに 12 万円上がっておりまして、これの財源内訳が 10 ページの地域自殺対策緊急強化事業補助金を充当ということでありまして、この臨床心理士につきましては、もう町ではすでに講演会を重ねておられるようであります。大台町のこの自殺対策の現状と課題という文書がありまして、これいただいたんですけども、大台町における自殺対策の現状と課題ということからいけば、現状はどんなんかということになるんですけども、この自殺の死亡率につきまして、旧宮川村の数字がですね、平成 10 年から平成 13 年までの統計で 28.7%となっております。私もこんな統計があるというのは初めて知ったんですけども、28.7%という高い数字ですわね。宮川地域でこれだけの方が亡くなられた中で自殺という道を選ばれておるということは、ちょっとショックを受けたんですけども、こういうように宮川の自殺死亡率が出てます。ですけども、その旧大台町のこういった数字がですね、この計画には出ていないんですけども、それについてまず伺いたいというふうに思います。

で、いろいろその取り組み内容も書かれております。うつ病の症状や対応方法、受容と理解、周知をしたとか、認知症等に理解を深めるための勉強会や、事例検討会をやったとか、臨床心理士による個別相談を実施したとかいうことで、結果、25.9%と改善傾向が見られたということでもありますけども、これは旧宮川村の数字に対しての改善結果の死亡率の低下ということなんですか。大台町全体の数字なんですか。改善傾向が見られたということにつきましてのこの数字につきまして、もう一遍具体的に、旧この、出ております平成 10 年から平成 13 年までの旧宮川村の自殺率に 28.7%、旧大台町におきまして死亡率が何パーセントあって、平成 15 年から 16 年の間に取り組んだ結果、この間の自殺死亡率は 25.9%になったということになるんだと思いますけども、ですから、欠けておる数字を埋めてもらってですね、出ております数字が今の大台町の数字なんか、これ平成 14 年から 16 年やでそういうことになるとは思いますけれども、旧のが出てないのにこういう数字が出てくるということについて、ちょっと疑問です。その点、説明していただきたいと思います。

それでここにも書かれておりますように、臨床心理士による個別相談を実施したというようなことが、改善傾向につながったということのようでもありますけども、いろいろ自殺対策にはあろうかと思うんですけども、町としてはこの臨床心理士による講演会のみということなのかですね、その点につきまして伺いたいと思います。

24 ページにここも火葬場の管理費ということで、大谷火葬場解体工事 960 万円上がっております。これももう大谷火葬場というのは用途廃止でないわけなんで、さきほどの理由からもこれもやはり普通財産として本来は総務のほうで処理して、こういう経費は民生費でみないことのほうがですね、統

計上私は好ましいと思いますんで、お聞きしたいと思います。以上。

議長（中西 康雄君）

大杉谷出張所長。

大杉谷出張所長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えします。

大杉谷出張所費の中に町有林整備委託料 10 万円を置かせていただいております。ご指摘のように獣害を処理するために穴を掘るところで、町有地に掘る予定をしております。地域回りをさせていただく中ですね、やはり獣害対策は非常に要望多いということで、実はこの7月の中旬から罾の免許を取っていただくような話をさせていただきましたらですね、急に5名の方が受けていただくことになりまして、そのこともございまして、緊急に対応する必要があったということが、まず第1点で、そのことについて町全体でまだ共有できてない、このことについては今後産業課長としっかり詰めながらやらせていただきたいと思います。そういうことで今回は、大杉谷独自でこういうことが今回させていただいている部分がございますので、大杉谷出張所費で組まさせていただきますということを、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

21 ページの南、北の保育所、また 24 ページの大谷火葬場の解体、この物件につきましては、この

解体につきましてご質問いただきました。まずはこの財産管理につきましては、今議員のご指摘のとおり行政財産につきましては担当課、普通財産ですと総務課という管理に現在しております。

その中で、今回この当初予算で北保育所ですか、それと町民プールですか、等の解体の工事を出させていただきました。このときにそういう協議をさせていただきました。その中で一応総務課としては普通財産にする前に、整地にしてというんですか、解体工事を済ませてから私のほうで、総務課のほうで管理をさせていただくというふうに決めさせていただきました。ただですね、それはその担当を決めておるだけでありまして、今議員ご指摘のように、その科目を決めたわけではございません。そういうことでこの科目につきましては、もう一度十分検討したいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

それと、この3つの工事でございますけども、頭に旧が抜けております。大変申し訳ございません。今後十分注意いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（中西 康雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君）

その21ページの宮川保育園の件でございます。この宮川保育園の敷地につきましては、昭和63年にテニスコートなり児童公園ということで、山村広場ということで造成をさせていただいております。そのときに間伐材を利用した、今し議員おっしゃられたウッドブロック工法ということで、法面保護ということで施工をしております。

で、この工法につきましては、一応場所的にもよりますけども、耐用年数としては15年から20年というふうになっておりまして、日当たりのええとか悪いとか、また湿気が多いとか悪いとかというようなことで、そういう耐用年数になっておろうかと思っております。現在の状況につきましては、議員も先般十分見ていただいたということで、その間伐材が芯まで腐食しておるといような状況等、梅雨期等特にこの水が非常に多いというようなことで、いつもその台風とか云々では水捌けに苦慮しておるといような現状であろうかと思えます。

今回、そういった状況の中で法面保護につきまして、普通にですね、安心して保育ができるという環境づくりを目的としてございまして、その雨水等につきましても県道までの道中というような中で、非常に流れが悪いというようなことも現実でございます。湧水等の処理につきましては、現在はコンクリート擁壁ということで、工法的には裏へ向いて多孔管なり云々をほどこして、箱抜きと言いますが、そういった工法でもって施工したいということで予定をしておりますけれども、再度十分その湧水等の処理ができるような工法ということで、安心して保育ができるような環境づくりに努めていきたいと思っております。

で、県道の流末につきましては、宮川まで抜けておりますけれども、その道中については一部 20、30 mの間、土砂等が埋設して用排水の用途がなされていないということで、この辺はあわせて改良する余地があるというふうに考えております。また設計につきましては、これは擁壁等建設省の標準工法というのがありまして、土被りがなんぼ、あるなし云々で前法の勾配が規定されております。そういったものを標準に施工するというので、設計料は組んでおりません。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君）

それでは、私のほうから自殺対策についてのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、地域の自殺対策の緊急事業といたしまして、これの目的につきましては自殺を考えている人の個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援を、臨床心理士という専門職の相談によりまして、実施したいと考えております。町といたしましても、後、その保健師で対応できる部分とか、あと個々の相談内容によりまして、県のそれぞれの相談窓口がありますので、そちらのほうへつなげていくというふうなことも考えております。

それと、さきほどの死亡率のお話がありましたけど、これは 10 万体の数字でありまして、小さな人口の町では 1 人死亡するともものすごく数字が上がってきます。ですので、この数字につきましては難しいんですけど、ベース統計学というふうな数字を使っておりまして、25%と言いましたけど、2

割5分というふうなパーセントの数字ではないというふうなことです。

それで、旧宮川の数字がありましたけど、大台町の数字をひきますと、当時は29.8、それが平成14年から16年までの数字を見ますと26.4というふうな数字になっております。これは県下ではどこら辺の数字かと言いますと、14年から16年の数字によりますと、県平均では23.3、旧宮川につきましては25.9と8番目に高い数字となっております。旧大台町につきましては26.4と5番目に高くなっております。

そういったことから、この自殺緊急対策を取り入れて3年計画をしております。まず1年目には、この今回の心の健康相談を実施するという事で、臨床心理士さん4回の計画しております。2年目、来年度につきましてはその相談支援事業に加えまして、自殺予防の知識等を知ってもらうために啓発を行っていききたいと考えております。また3年目につきましては、高齢者の心の実態について調査分析等を行って、支援体制を今後どのようにしていくかというふうな検討材料にしたいと考えております。

その旧宮川で相談をされていて、こういう数字につながったかどうかというようなお話ですけど、数字的に見ますと低くなっておりますので、つながったと考えております。以上です。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

今、説明受けたんですけども、29市町の中で8番とか5番とか、かなり自殺による死亡が高いという町の現状であるということでございますので、これは予算にもございましたように、緊急にやはり人間生老病死でこれはもう死ぬわけですけども、自ら絶つということはやっぱり良くないことで、それに対して行政がどれだけですね、抑止効果を高めていくかというのは、これは難しい問題だと思いますけども、それなりに努力してもらおうということになるかと思えます。

高いために行政の責任だとか、どうかというようなことを問う問題ではないと思いますけども、やはりこういう数字が示しているように、何か地域にですね、その生きづらいような気持ちを持つ、そ

これは経済的な要因なのか、家族的な構成のものなのか、自身の疾病からのものなのか、自身の悩みの問題それを解決する方途が見出さなかったというような、さまざまな悩みのわけだと思えますども、極力そういったような要因を取り除いてですね、そういう自殺というような亡くなられ方が少しでもなくなるように、そういう視点での対応が大事ななというふうに思います。こういう数字見せられますと、ちょっとびっくりしたいですけども、なるべくですね、競い合うということやないんやけども、1人でもやっぱりそういう形で亡くなられることはないようにということで、この臨床心理士だけでいいのかなという問はあるんですけども、その点だけもう1点重ねて伺いたいと思います。

この計画にはですね、今言われたように自殺対策の方針ということで、このカウンセラーみたいなことでやっていくみたいですけども、それだけですかということです。例えば経済的に困窮してですね、サラ金なんかのあれで何とか苦しんでというようなことに対しては、どうなんかというようなことですね、具体的には。はい、そういう。

それから、当初予算で59億4,500万円という予算が出されました。そしてこの6号補正によりまして、70億円超の予算となるわけです。中身は20年度の国の補正予算が6月、そして21年度の補正によるものが9月ということで出揃ってきて、この補正におけます施策は40項目に上ると今説明がございました。景気浮揚のための財政出動ということなんで、それが本当に地域に効果をもたらすように期待するところでありますけれども、ひとつにはその59億円という当初予算だけでもですね、事務執行、私はこれはこれで大変だと思うんですね。ところが、こういう景気対策でどんどんその国からの補助金が出てくると、10億円増えたわけです。この6月段階で、また9月段階で、12月はそんなに出でこんと思えますけども、事務執行大丈夫なんかという点ですね、1つ。

それから、このことを初めてなんですけども、この補正上がってきて、もうこの工事はもう最初から明許ですという想定で上がってきておるんですね。これもあんまり考えられなかったことなんですけども、この40項目からに上る施策の中で、日進公民館はもう明許前提のようなんですけども、ほかに明許費せざるを得んというような科目があるんかどうか、伺いたいと思います。それ2点目ですね。

それと、交付税が上がってます。9月これで普通交付税が大体内示されたと思うんですね。12月末特交ということで、予算的には出揃ってくるんですけども、実際、町へ入ってくる金というのは、これ予算どおりにはいかんということから、一時借入金で対応するわけですね。監査委員さんの報告を見ますと、5月29日段階ではその一時借入金の数字は上がってませんけれども、今後のその執行において、これはもう金も払っていかんならんわけなんで、私前に聞いたんですけども、約款にあるようになかなかその業者さんにね、この支払いがスムーズにいったないというようなことも聞きました。

そういうことやほりないように、やってもうた仕事に対するお金はきちっと契約どおり払っていくということが大事なことやと思いますけども、そういうこともあったというふうに聞いてます。こんだけたくさんの事業が出てきますと、当然そういうね、これはもう精算して検査して、で支払いというような事務がありますから、事業量随分増えてきてますから、なかなかその金をきちっと払っていくということもね、私はやっぱりちょっと心配なところがありますので、その点は支払い遅延にならんようなことが求められますから、その点について伺いたいというふうに思います。はい、一借のことと。

議長（中西 康雄君）

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君）

町として考えておりますのは、まずその臨床心理士の相談、心の健康相談というふうな事業を実施するわけですけど、まずどういった人が、どういった悩みを持っているのかというふうな第一段階として、ここで町として受け止めると、それで個々の相談内容のニーズに応じて、県のそれぞれの窓口へ向いてつなげていく、これが第二、ですから、その中には生活に困ってみえる人であれば、生活保護のほうの担当に話を持っていくとか、そういったことをしていきたいと考えております。以上です。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

当初予算に比べてですね、大変額大きくなってきておると、事務のほうは大丈夫かというご質疑や

と考えております。議員ご指摘のとおり、国の対策事業ということで、去年もですね2次補正でたくさん事業を繰り越しております。その額9億円ぐらい繰り越しております。それにプラス当初予算分、また今回の5億円超のですね、事業を組んだわけがございます。大変各担当、随分仕事はあるというふうには認識しておりますが、現在のところこのおるメンバーで事務をですね、できるだけこなしていくと、スムーズにこなしていくように努力していただくというふうでしか、今のところ対応はございませんので、頑張っていたきたいというふうに考えております。

また、20年度からですね、送られてきた国の2次補正の分につきましては、ほとんど今動いてますんやけども、定額給付金につきましてももうほとんど終わって、今月いっぱい終わりです。そういうことで、また次の対策事業に手を着けられるわけなんですけども、今回上げさせていただきましたこの事業につきましては、明許は認められております。例えばですね、備品なんかでもこれ全国的なことでございますんで、備品の購入というのはそんなに難しい、時間のかかるものではございませんが、逆にもうその品物が入ってくるかどうかというの、学校なんかの関係でテレビなど本当に入ってくるんやろかというふうに考えております。車についてもこの低公害車につきましてはですね、何ヶ月待ちとかというようなこと言うております。その中ではかなりこの事業見せてもらってですね、かなりの事業がまた繰り越しになってくる恐れがあるかなというふうに考えております。

また、予算につきましては、今回の普通交付税のほうは決まりましたけども、29億3,587万1,000円に決まりました。今度12月の特交ということで、当初予算では1億円予算計上させておりますが、もう少しはあるというふうに考えております。そういうことで一借のほうにつきましては、会計検査のほうでしていただくときにですね相談しながらして、必要ならば一借をしてですね、予算会計を回していくわけなんですけども、来年3月末ですとか、5月の末ですね、国のほうの補助金、交付金が以前に比べて段々こう遅うなってきたおるといいますか、その期限最後週ぐらいにしか入ってこないということで、確かに事業の進捗状況におきましては、ちょっとまだ足りないことも起こるかわかりませんが、その辺十分注意しながらですね、会計と相談しながら努めてまいりたいと、そのように考えますので、よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

副町長。

副町長（余谷 道義君）

補正予算等がですね、たくさん出てきておりまして、非常に業務量も増えてきておるということで、人員の削減をしながらですね、業務を執行しております。各課それぞれの事業っておりますけども、調整をとりながらですね、しっかり町民のためにですね、役に立つことをどんどん進めていきたいというふうに思っております。

もうひとつ政権交代等も出てきております。これに伴う業務もたくさん出てこようかと思えます。業務量どんどん増えてくるという部分でございますけれども、精いっぱい頑張ってやっていきたい思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

会計管理者。

会計管理者（上野 拓治君）

会計管理者でございます。確かに当初予算からかなりこう経済対策等で補正もかなり付いております。会計課としましては、その予算の支払い状況を見ながら、一時借も考えてあかんと思うんですけども、業者には必ずその支払いが遅れるようなことのないように努力したいと思えます。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

20 ページの民生費、介護保険費で負担金補助金及び交付金ということで、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金というふうな 2,625 万円上がっておりますが、説明では認知症のグループホームの建設費でトンネル事業だというふうにお聞きいたしました。町の会計を通るわけですので、いろいろなことが考えられるわけですが、まず 1 点目はですね、どの事業者がどこにこのグループホームを建設することになっているのか、そういう計画書が出て申請なり、交付金が出ると思うんですが、町のこの予算を通るからには、町がいろいろな責任を共同して負っていく部分があるんじゃないかと思うんですが、そういうものがあるかないかをお聞きしたいと、これが 1 点でございます。

それから 23 ページ、衛生費の環境衛生費で不法投棄監視用備品購入費、監視カメラの購入費に 385 万円充てられております。今年予算でしたかね、去年の予算でしたか、すでに監視カメラが設置されて、これ噂ですけども、もう早速盗まれたんやというふうな話を聞きました。本当かという話でしたんですが、そういう事実があったのかどうか。

それから、もしそういう事実があった。あるいはそういうことが予測できるならば、その盗難防止についてのどういうふうな対策を考えていらっしゃるのかということをお聞きいたしたいと思います。それから農林水産業費、25 ページ、農業振興費で野生ニホンザル電波発信機装着委託料が 25 万 9,000 円減額されて、その下の大台町獣害対策協議会負担金に付け替えられたというふうにお聞きいたしました。野生ニホンザルの電波発信機の装着がですね、本当にサルの被害の防止につながっているのかという疑問点が 1 点ございます。で、もしですね、つながっていないのならば考えるべきであろうし、さらにこの 28 のところへ付け替えていくと、この事業そのものが見えなくなってしまうので、あまりその予算の明示の仕方としては良くないんじゃないかなと思います。

それから 28 ページ、農林水産業費の負担金補助金及び交付金で宮川観光振興公社の経営安定補助金 1,825 万 3,000 円が計上されておりますが、これは実質的には赤字補てんではないかというふうに考えます。この仕組みについてもう一度教えていただいて、赤字補てんであるかどうかというのを聞かせたいと思います。

それから 34 ページ、教育費で、日進公民館の改築工事が出ておりまして、1 億 1,145 万円の上程でございますが、全員協議会の中でも説明がございましたが、上物だけの予算組みでありまして、用地 920 の部分がございます。さきほど直江議員から質疑ありましたように、こういうものはやはり用地をきちっと確保してやっていくというのが常道でございますから、全員協議会でもどれぐらいとこういうふうにお聞きしましたならば、平米当たり 1 万円から 3 万円ぐらいと、公正を期するために不動産

鑑定士を入れて鑑定をしていただいているということになるわけですが、聞くところによりますと、もうすでに上限の平米当たり3万円ぐらいのほうに寄りついていっているようですね。坪か、ごめんなさい。最初平米という説明を受けたもんですから、そのまま入ったんです。坪当たり3万円ぐらいの上限近くに張りついていっていると、かなりこういう形でそのあと付けですね、用地を確保しようとするものの、用地交渉にかなり苦労されるんじゃないかと思うんですけども、その辺を現在の進行の状態をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君）

はい、まず介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の2,625万円でございます。当初、説明させていただいたとおり、県の補助で町を通るだけのトンネルの補助になっております。この業者につきましては、今年度4月から公募を行いまして、結果2社が応募ありまして、その2者のうちどちらにするかというふうなことで、地域密着型サービス運営委員というのがありまして、その会の中で決定させていただいた業者が、本社が菰野町にありますグループホームキノシタという事業所でございます。

この事業所につきましては、同じくグループホームを他市町で4箇所ぐらい実施をしております。場所的には栃原の田久保というところで、積木クリニックの下の広場です。国道縁の一休という食堂の手前の広場になるところでございます。

それで町の責任はどうかということなんですけど、当然、県の補助金をいただくわけなんで、町も関与する必要があるかと思います。まず入札におきましても町の入札規定に基づいて入札を行っていただくわけです。そのときにおきましても、町が立ち会いをするというふうなことでございます。当然、補助金ですので、国の会計監査も入るというふうなことで、指導のほうも徹底してやっていきたいと考えております。以上です。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君）

不法投棄の監視カメラの盗難があったかというふうなことなんですけども、現在、不法投棄の監視カメラにつきましては、このカメラが適当ではあるかというふうな形で、一応テストを1週間ばかさせていただきました。その映像がしっかりしておるということで、そのカメラを購入したんですけど、そこに一旦カメラを設置して1週間して、またそれを撤去したものですから、それを見た方が盗まれたんかなというふうに勘違いされたかわかりません。それはテスト期間中やったというふうなことで、大台警察と協議をしまして、この映像であれば本人が特定できるので逮捕できる。もうそういったものを購入を予定しております。

それにかかる高価なカメラですもんですから、夜でも赤外線カメラでフラッシュを焚いてしますものですから、本人は意識を何も受けないで写っておるというふうな状況になろうかと思えます。そういったものに対しての保険をこの役務費のほうの損害保険料のほうで掛けさせていただきます。これはこれから購入するカメラについてもそれをすべて賄えるだけのものになっております。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

25 ページの委託料で、野生ニホンザルの電波発信機装着委託料、この組み替えに対しましてこれまでやってきたニホンザルへの電波発信機の効果はあるのかということでございます。現在のところ5つの群れに8つの発信機を装着しております。特に滝広地区では朝夕の確認をしながら、サルがその

地域に来ないかどうかという、そういったチェックをしながら地域全体で追い払いをしておるというような状況でございます。すべてが今現在その動いておることを把握しておるのかということ、なかなかこの現在付けております5つの群れがいろんな地域にいるということで、特に確認をできておるのは滝広地区での確認はしておるような状況でございます。

次に、その組み替えをさせていただいております大台町獣害対策協議会負担金、このところでの組み替えについて実質的にこれも同じような体制というような効果はあるのかということでございます。この対策協議会は大台町全体についての獣害対策を、今後どうするかという組織でございます。山も農地も獣害ということでございますので、この協議会をもとにしながら、今後獣害についての議論するために、国の補助金を受けるためのつくられた組織だけではなくに、全般的な大台町の対策をこの協議会で今後考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、28ページの負担金補助金及び交付金の宮川観光振興公社経営安定補助金の赤字のこの補てんについての内容でございます。これまでこの宮川観光振興公社が地代家賃として町のほうに納めた、支払われた金額を、大台町宮川地域地場産業振興基金として積み立ててまいりました。施設を直したり、今回の16年からこちらの経営の安定ができないところについての補いといたしまして、安定基金といたしまして取り崩させていただいておるというようなことでございます。21年3月31日現在では、7,651万6,000円という基金残高でございます。これから取り崩させていただいて、補てんをさせていただいておるというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（鈴木 恒君）

日進公民館の土地の部分でございますけども、議員おっしゃられますように、土地があとになったという部分については、大変申し訳なく思っております。ただ、今の金額につきましては全員協議会のとくに初めて坪当たりの数字を申し上げただけで、一切その話はしておりませんので、その金額に近寄っておるということについては、初めて私認識したようなことです。

私どものその情報からいきますと、かなりの格差がありますので、その点で鑑定士をもって正当な地価というものに対応したいというふうに思っておりますので、決してもうその金額がどうやというふうに動いておるとは思っておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は10時35分といたします。

（午前 10時 08分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午前 10時 35分）

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

サルの電波発信機について、5つの群れに8つの発信機を取り付けてあるというふうにお聞かせい

いただきました。それでもなお効果が非常に上がりにくいというのはどこにあるのかというところであり、ます。これ1つの疑問点です。発信機があるんですから、受信機が必要なわけなんですね。その受信機はどのような設置と言いますか、あるいは備品と言いますか、備えられているかということです。滝広の例をよくいつも挙げられますけれども、あれはモデル事業ということですね、展開していただいておりますので、モデル事業であればその効果をやはりふえんしていくというのが、行政としての態度ではあるかと思うんで、その辺の行く先ですね、こうしたいんだという方向性をお聞かせをいただきたいと思います。

私も受信機を一度借りてやってみましたんですけども、そのときはその群れがたまたま来てなかったのかどうかわかりませんですけども、全然その受信機のほうに信号音は入ってきませんでした。いつも持つておけばキャッチできるのかなと思ったりもいたします。これが1つです。

それから、さきほどのその宮川振興公社の赤字補てんの件でございますけども7,600万円が21年3月31日現在基金として積み立てられておると、今度1,800万円出しますと5,500、5,600万円ぐらいになるわけで、今の調子でいきますと、あと3年ぐらいしか持たないということでございますので、やはりここはかなり大胆な改革と、それから経営改善が求められるのじゃないかなと思います。何しろあそこも旧宮川村から引き継いだ大きな財産でございますので、上手く活用していかないといけないと思いますので、この経営改革の方向性をお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

ニホンザルの電波発信機の関係でございます。まず効果が上がりにくいのではないかとということでございます。一例として滝広地区をご紹介させていただいたわけでございますが、大紀町との関連もありまして、サルがかなり行き来をするということで、地区全体でそういう追い払いという取り組みをしております。それはひとつに効果が出てきておるのじゃないかなと、当然、作物を守るためにはその地域が守っていくということが、ひとつ大事なもんではないかなということで、対応をさせて

いただいております。

それと受信機の関係でございます。現在、町には4つございます。それで滝広に2つ、上三瀬に1つということで、一般の方が貸してくださいということは貸し出しは、町の4つの中で貸し出しをさせていただくわけでございますが、使ってみたときに、いつ来るのかということ自体、待つというのは大変だと思いますので、滝広でもそれぞれ朝夕スイッチを入れて確認するというような、そういうような状況で対応しておるようなことでございます。

また、この発信機、受信機としてモデル事業して、今後どういう方向性を持っていくのかということでございます。受信機についても今現在5つの群れに付けて、電池の対応が約3年ほどということでございます。8つほど今現在付けてはおるわけではございますが、受信機は7つということで、設置されておるものと、受信機ということの取り組みを、できましたらできるだけ多く増やしていただいて、家におる方が誰かその地域でその確認をしながら、サルに対する対応というのですか、作物に対する守るということで発信機、受信機、サルにはよくできるだけ発信機を付けて、受信機のほうは町で持つなり字というような形ですね、シイタケならシイタケ守る、お米なんかを守るということでの対応を、やっぱりそれぞれ字単位でやりながら、大台町全体で対応していくような方向性を、今後考えていきたいと考えております。

続きまして、観光振興公社の件でございます。さきほどご説明させていただきました基金についても、今の現在の状況であれば3年ほどしか持たないじゃないとかいうことでございます。当然、経営報告もさせていただいた中で、多く改善点を今年報告書の中で提案を会社のほうから上がっていることを、私ども説明させていただきました。当然、その観光振興公社の中で考えていかなければならないということで、多くの利用者が大変減っておるということで、まず利用客を増やすということが前提かと思えます。

それと経営の中では経費の削減とか、今回9月の補正でも上げさせていただいておりますが、塩素の関係の工事費を上げて、できるだけ経費削減をできるような形を考えながら、元の経営に戻るような努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

上岡議員。

2 番（上岡 國彦君）

26 ページ、林業振興費の中に沿道景観間伐事業委託料が出ております。これ場所は宮川トンネル近くの町有林ということでございます。これはこれで結構ですけども、これと並行して今ずっと関連ですけども、今まで予算付けの中で竹林整備というのが全然出てこないような気がするんですけども、これら沿道景観等あわせてするか、また林業施策の中で今、里山未整備林事業、また間伐促進事業とかいうのがありますけども、それらと並行して竹林も整備していく必要があるような気がしますけども、これに対しての県の助成とかそういうのはないのか。

竹林については出してもお金にならないというふうな考え方もあるので、なかなか整備が進まない。しかし、少しの雪が降っても道路に竹がたれ下がって通行の障害になるとか、また景観的に見ても大変悪いとか、そういうことがありますので、それに対する考え方をお伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

26 ページの沿道景観間伐事業に関連いたしまして、竹林の整備といったところでございます。この 8 月に会談で町民の方々に竹林の放置された藪、竹林とか、進入してくる竹林で困ってることの対処といたしまして、バンブーバスター事業というのが県のほうから紹介がございました。広報等でも回覧等でもさせていただいたわけですが、内容といたしましては、まず個人の方が対象としては 1 反以上、それと町全体では 8 反ということで、21 年度に要望をこの 8 月 31 日までに聞かせていただきました。

町民の方から約 10 名でございます。要望がございました。面積といたしましては 2.47ha の処理ということでございます。伐り捨ては県でやります。ただ、処分は本人がやってくださいというような

事業内容でとりまとめをさせていただきました。これまでは竹の整備というのがあまりなかったわけ
でございます。よくさきほども上岡議員が言われたように、道路沿いにたれ下がってくるのやってな
いかというの、台風のあとちょこちょこ見受けられますけども、そういったところについては1本、
2本というふうについては道路上で問題が発生するというので、建設課とか生活環境課といろいろ
こう協議をしながら進めてきたようなことでございます。個人の竹林の中でやはりこう1反以上とい
う、こう大きな面積を処理していくというのは、今のところこの県が、いわれる事業であって、21年
度に要望して22、23という事業実施でやるという事業で、今現在進めさせていただいておりますので、
ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

11番（濱井 初男君）

まず8ページ、土木費分担金で濁川橋耐震補修設計業務分担金70万円が計上されておまして、そ
れからですね歳出のほうで30ページ、橋梁新設改良費濁川橋耐震補強設計業務委託料400万円と計上
されております。この400万円については下の新宮川橋撤去工事マイナス450万円、それから次のペ
ージも地上物件補償費50万円の2つを組み替えて400万円にしてあるという、こういうことござい
ますけども、この歳入のほうの70万円については多気町と折半というのでございます。したがって、
補助対象外と言いますか、町負担金、いわゆる事業主負担になる部分の35%ですか、その経費400
万円の35%で140万円で、その半額を負担してもらおうというふうに理解してよろしいんでしょうか。

次に、歳出16ページ、公用車の購入費でございます。これは環境対応公用車の整備事業というこ
とで、今回の補正を使うと、交付金を使うということでございますが、公用車を3台、それからあわせ
てですね、20ページの福祉車両1台、それからその前に18ページの町営バスですね、それと29ペ
ージに観光業務用の軽自動車1台を購入するというので、今回6台の購入予定なんですけど、それぞれ
ですね、いわゆる低公害車ということで、この3台だけが低公害車なのか、はたまたそういった検討
をされたのかどうかという点につきまして、お伺いしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（高松 淳夫君）

予算書 8 ページの土木費分担金 70 万円についての質疑でございますが、濁川橋につきましては大台町と多気町の境界に濁川が流れておるということで、道路台帳上は濁川橋につきましては、大台町の道路台帳に登載をされております。しかしながら、費用負担については両町で2分の1で行っていくということでありますので、議員おっしゃられるように補助残の分、140 万円ございまして 70 万円、70 万円を大台町と多気町で折半するというところでございます。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

16 ページの公用車でございます。普通自動車 2 台とマイクロバスを購入させていただきます。この普通乗用車につきましては、今言われておるエコカーですね、ハイブリットカーを考えております。他の 20 ページ、18 ページ、29 ページ、すべて公用車の関係でございますけども、これハイブリットというのはこの 2 台で、あとにつきましてはですね、すべて今よりも必ず低公害ということになっておりますので、できるだけその低公害のほうを選ぶということでしておりますけども、よく一般的に言われるハイブリット車というのは、この 16 ページにある 2 台を考えております。ほかにつきましてはバスとかいろいろな用途がございますので、今すべてがそのハイブリット車になっておりませんと

いのですか、低公害になっておりますけども、そういうことで16ページにつきましては、ハイブリット車ということで、バス1台マイクロバス等でここで買うわけですけども、このバスにつきましても低公害ということで契約させていただいております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、濱井議員。

11番（濱井 初男君）

さきほど濁川橋の話ですけども、今後、耐震補強工事というふうに進んでくるわけですけども、その段階でのですね、折半というのはもう協議済みなんでしょうか。それとその協議書というような形です、やはりきちとしたものをもっていかないとですね、あとあとまた問題になる恐れもありますので、その辺をどういうふうにご考えておられるのか、お聞かせいただきたいと申します。

それから公用車3台が低公害車ということで、公用車2台とですね、それからバスなんですけども、いわゆる今年の7月からエコポイント制度というのが発足しましたね。それについてはどのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたしたいと申します。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（高松 淳夫君）

濁川橋の架け替えにかかる費用負担の部分で、架け替えについても、架け替えじゃなしに、今回の濁川橋につきましては、架け替えということではなくて耐震補強と、それからもともと制限荷重が4

tということで、4 tまで戻す補修を行うというふうな計画で進んでおります。当然、その費用負担については工事費についても2分の1負担をいただくと、補助残の2分の1を負担していただくということでありまして、多気の課長ともいろいろ協議をしておるんですけども、多気町内でも他の市町とこういった形で負担をしておるといふ例がいくつもあると、私のほうも実は県のほうで、県と市町とで協定書を結んで費用負担をしておるといふ事例がたくさんありましたので、それに基づいて協議書を交わそうといふ話でいったんですが、多気町のほうでは予算のその説明はできる資料をいただければ、今のところそれで十分ですと、で、今回のその70万円についても9月議会で諮りますよといふふうなお返事でしたし、今後、当然これ協議書が必要であれば協定結んでいきたいなといふふうにご考えております。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

すみません。えらい大変私説明不足で、えらい申し訳ありません。公用車の総務の2台につきましては、ハイブリット車を購入したいと思います。それ以外マイクロバスとかございますけども、いろいろ用途がございますので、ハイブリット車ではなく低公害車ということで、すべて低公害車で考えております。また、エコポイントでございますが、国の補助金が付くものにつきましては、エコポイントはございませんので、エコポイントはございません。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3 番（堀江 洋子君）

21 ページから 22 ページということで、児童福祉費で子育て支援費ということで、今回も学童保育所の施設建設工事費とか、子育て支援センターの改修工事ということで、予算が計上されております。総合計画においても、それから次世代行動計画においても、子育て支援ということでいろいろ計画があるわけです。町長もその子育て支援ということで、学童保育の実現を目指していますということで、前回平成 18 年のこの中でも地域の協力を得て、児童の通学等の安全・安心を確保し、健やかな成長を願い、学童保育の実現を目指しますということも書かれておりますし、子育て支援に取り組んでいくという決意も含めて、これまで任期を務めてこられたわけでもあります。

そこですね、子育てに関しましては大変地域の方々もいろいろな要望があると思うんです。今回こういったことで予算計上されたことで、大変子育てがしやすいまちづくりへと、また一步前へ踏み出していけるのかなということを痛感をいたしておるわけですがけれども、その中で、今回その子育て支援センターの改修工事ということで、プレイルーム等が整備されていくわけですが、中心になってくるのが子育て支援センターでありまして、拠点活動の場としてさまざまな方が利用されていらっしゃると思います。

その中で、今月号のですね、「広報おおだい」の 9 月号ですがけれども、その子育て支援の一環の中で、大台町緊急サポートネットワーク事業を開始しますという記事がありました。これはその病気の親や出張、残業などの緊急時に子どもを預かって、親に代わって子どもの世話をしていく、そういうサポート事業だということで、この 9 月からスタートしていくということです。サポート内容は緊急なときに子育てを助けてほしいという依頼会員と、子育ての支援ができる人、提供会員、こういったものをつなぎ合わせて、いつでも安心して子育てと仕事の両立が図れるようにということで応援していく活動となっているわけですがけれども、そのサポート内容の中にも保育所や放課後児童クラブ等への送り迎えとか預かりとかがあり、急な残業のときに助けてということでもあり、軽い病気とか病気をしたあとの子どもさんの預かりということで、サポート内容はいろいろあるわけなんですけれども、この依頼会員の申し込みと援助会員の登録の状況ですね、子育てということで事業ということでやっ
ていかれるそうなんですけども、状況がどうなのかと、依頼会員さんは子育て支援センターの利用している方なんかは、本当にそういった要求は強くあると思うんですが、依頼会員の申し込みと、その登録しますよという人数の状況について、お伺いをいたしたいと思います。

.....

議長（中西 康雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君）

ただいま堀江議員さんから、その緊急サポート等で依頼会員云々のご質問がございました。その緊急サポートネットワーク事業ということで、これまでは国の直轄というようなことで、各NPOへの委託でやってございました。近くでは伊勢市、松阪市にそのNPOがございます。そこでこれまで国のほうでやっておったわけですが、聞くところによりますと、大台町の方としては遠いというようなことで、これまで1名ないし2名の方が利用していたというふうに聞いてございます。この度、国がこの緊急サポートネットワークから事業撤退をするというような中で、国としてはファミリーサポートを重点的にやっていきたいというようなことでございます。多くの方々からその緊急サポートをなくしては困るというようなことで、一部においてNPOへの補助がございますけれども、その補助だけでは到底やっていけないというようなことで、町としてもそのこれから働くご両親の方がたくさん見えるというような中で、緊急時においてそういうサポート事業が必要であるということで、今回、こういう取り組みをいたしました。

ただ、町自体でこれを行うということになりますと、24時間体制というような体制がとれないということで、町といたしましても、この事業を立ち上げ、そして松阪にあるNPOへ委託をするということを、計画をしてございます。

で、その提供会員の方につきましては、昨年からの松阪のNPOのほうで研修をしていただいて、20数名の方の参加をいただいております。現在、その会員として登録も数名の方が登録に参加していただいておりますけれども、まだ依頼会員のほうが募ってございません。それでそういうことから、今からその依頼会員の方を募って事業を展開していきたいということでございます。

依頼会員の方におきましても、いろいろ人の好みとか、いろいろあるかと思うんです。そういった中ではその登録提供の会員さんと面接なりをしていただいて、ある程度の理解を得ながら固定をした提供会員の方をお願いをするような体制ということになってございます。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

サポートをしてほしい人、その依頼会員さんが20数名、反対ですか。依頼会員サポートしてほしい人はまだで、支援できるよという人が数名、20人ということだったのでしょうか。

数名というのと、20数名というのと、それからまだ依頼していないことで、私ちょっとサポート、その聞き取り不足やったのかなとは思いますが、混乱をしているんですけど、サポートしてほしい人がこれから募集をして募っていくということで、提供できますよ、子育ての支援できますよという人が数名ということでもいいのかなと思うんですが、その面接とかして、まずは面接されると思うんです。面接していくということだったんですけども、やはり自分も子育てしてきた関係上から、その面識もない人とですね、信頼関係ですか、そういうことがないと自分の子どもを預けたり、それから預かったりというのは、大変責任があると思うんです。もし病気になったらどうしようとか、それから食事も提供しないといけなくなってくると思うんですけども、アレルギーやったらどうしようとか、食べさせたらいけないものあったりとか、細かいことが出てくるんで、十分信頼関係受けるほうも、それから支援するほうもですね、相互に信頼関係が必要だと思うので、こういった事業を必要とされている方は私いると思うんですよ。そのおじいちゃんやおばあちゃんがお家にいたら本当にいいんですけど、今、本当に一緒に住んでいる家族って少ないと思いますので、上手くこの事業が軌道に乗っていくためには、そういう信頼関係をまず築くことが必要だと思いますので、その点お伺いをしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君）

申し訳ありません。提供会員ということで受けていただいける方ということで、ご理解をいただきたいと思います。当初、一昨年研修会をNPOでしたときには、20数名の方がその研修会へ参加していただいたと、その中で、現在会員として登録をしていただいている方が数名見えるということで、これからまだ会員登録をお願いしていくということでございます。依頼会員ということで、お子さんをお預けになられて、預けたい方というのは、まだ募集をしておりませんので、これから募集をしてやっていきたいと、これからの募集でございます。

で、今しその両者の信頼関係というようなことでございますので、その依頼会員の方が現われた、見えた場合には、ある程度の方との提供者と面談をしていただいて、それでお互いの理解の得れる会員さんを一応募っていただくということで、もし何かあったときには、そのサポートセンターですか、そちらのほうへ向いて電話をいただいたときには、第一に募っていただいた提供会員さんの方から、お願いをしていくというような方向で進めさせていただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

その面談で言われますけど、登録しますよね、サポートしてほしい人と、しますよという人が、その面談というのは自分とこの子どもが急に病気になった。仕事が休むわけにはいかないとかいう直前にですね、面談ということはできないと思うんですけど、ある程度の方を、その受け手とサポートしてほしい人と、サポートしますという会員さんを両方集めて面談をするんですか、急な対応のときに面談なんてはできないと思いますので、その面談というのはどの時点の面談をとらまえて、その面談されるのか、どうやって信頼関係を築いていくのかなというところが、もう少し説明をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君）

説明不足で申し訳ございません。その面談と言いますのは、提供会員というのは登録制ということで登録してもらいます。依頼会員の方も登録をしていただきます。で、その登録をした時点で面談をするということで、緊急になったときに、そこで面談をするわけではございません。前もって面談をして、見ていただける方を選定するというところでございますので、その急にこの方に依頼するというようなことにはなっておりませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 86 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 87 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 13 議案第 87 号「平成 21 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 87 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 88 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 14 議案第 88 号「平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑、
討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 88 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 15 議案第 89 号「平成 21 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 89 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 16 議案第 90 号「平成 21 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号) 」の質疑、
討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 90 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 17 議案第 91 号「平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 91 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 92 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 18 議案第 92 号「平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 92 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 93 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 19 議案第 93 号「平成 21 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」の
質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 93 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

請願第 2 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 20 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 への復元」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第2号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

請願第3号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第21 請願第3号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第3号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

請願第4号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第22 請願第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書」
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

請願第4号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、請願第4号は、採択することに決定しました。

議長（中西 康雄君）

ここで暫時休憩します。

（午前 11時 17分）

（休憩中に追加議案書の配布）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 11時 18分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、上岡國彦議員から発議第3号から発議第5号が、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号から発議第5号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第3号の上程～採決

議長(中西 康雄君)

追加日程第1 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求め
る意見書(案)を議題といたします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長(西山 幸也君)朗読

議長(中西 康雄君)

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 4 号の上程 ~ 採決

議長 (中西 康雄君)

追加日程第 2 発議第 4 号「30 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書 (案) を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長 (西山 幸也君) 朗読

議長 (中西 康雄君)

発議第 4 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

発議第5号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第3 発議第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（中西 康雄君）

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

3番(堀江 洋子君)

本意見書に賛成の立場から討論を行います。

就学援助制度につきましては、私この大台町の議会でも充実を求め、質問も行ってきました。また中途退学を余儀なくされている状況も私は本当に身近で見えておりますし、地元にも高校がありますけれども、授業料の減免制度を活用している生徒は年々増えてきている状況です。今こそですね、就学・修学支援制度の拡充を求めることは大変必要であるという考えでございますので、大変私実感しておりますので、そういった意味からも本意見書に賛成をいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第3回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさんでございました。

(午前 11時 32分)